

人事院公示第 26 号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、昭和 38 年人事院公示第 5 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 8 年 9 月 1 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 （略）	1 （略）
2 委任する権限及び所掌事務 一～六 （略） 七 人事院規則 9—24（通勤手当）に規定する次に掲げる事項 (1)～(15) （略） <u>(16) 第 20 条第 2 項第 3 号イの</u> <u>規定に基づき、人事院が定め</u> <u>ることとされている場合及び</u> <u>月について定めること。</u> <u>(17) 第 20 条第 3 項の規定に基</u> <u>づき、人事院が定めることと</u> <u>されている支給額について定</u> <u>めること。</u>	2 委任する権限及び所掌事務 一～六 （略） 七 人事院規則 9—24（通勤手当）に規定する次に掲げる事項 (1)～(15) （略） (新設) (新設)

(18) <u>第 2 1 条第 1 項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。</u> (19) <u>第 2 1 条第 2 項第 1 号イ</u> <u>(1)</u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている月について定めること。 (20) (略) (21) <u>第 2 1 条第 3 項の規定に基づき、人事院が定めることとされている月及び事項について定めること。</u> (22)～(24) (略) 八～二十四 (略) 3・4 (略)	(新設) (16) <u>第 2 1 条第 2 項第 1 号イ</u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている月について定めること。 (17) (略) (18) <u>第 2 1 条第 3 項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</u> (19)～(21) (略) 八～二十四 (略) 3・4 (略)
---	---

2 この決定による改正は、令和 8 年 1 0 月 1 日から効力を発生する。